

## 自治基本条例の検証について（他の自治体の検証事例）

◎西脇市自治基本条例 平成 25 年 4 月 1 日施行（制定から 7 年が経過）

【西脇市自治基本条例から抜粋】

（条例の運用及び見直し）

第 43 条 市長は、この基本条例を適正に運用するとともに、社会情勢の変化等に応じ、適切な時期に検討を行い、その結果に基づき見直し等の必要な措置を講じるものとします。

2 市長は、前項の規定による検討等を行うに当たっては、市民の参画を得るものとします。

※西脇市では自治基本条例制定から 5 年目となる平成 29 年度に、庁内各課を対象に、自治基本条例の条項ごとに定める事項の進捗状況を調査し、調査結果を「自治基本条例の庁内の進捗について」としてまちづくり推進審議会において報告しています。

### ○他の自治体における自治基本条例の検証事例

【明石市】

明石市自治基本条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）

【明石市自治基本条例から抜粋】

（条例の検証及び見直し）

第 38 条 市長等は、この条例の施行後、5 年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断した時は必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する検証及び見直しは、市民参画の下で行わなければならない。

条例第 38 条の規定に基づき平成 27、28 年度に自治基本条例の検証を実施。

#### (1)検証の主旨、ポイント

- ・自治基本条例の規定の趣旨にのっとった制度が整備されているか。
- ・整備された制度の内容が社会情勢や自治基本条例に適合しているか。
- ・整備された制度の実施状況を踏まえ、条例の内容が市の現状に合ったものか。
- ・市の基本方針、取組の方向性が市政運営の原則として定める内容と適合しているか。
- ・整備された制度の質を向上させるためにどう進めるべきか。

以上のような項目を主眼に置き検証を実施

#### (2)検証の進め方

- ①制度の実施状況について、所管課及び庁内検証会議において確認・検証を実施
- ②庁内の検証結果を参考に、市民参画の下「明石市自治基本条例市民検証会議」を設置し、自治基本条例の内容が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかの検証・検討を実施

## 【丹波篠山市】

### 丹波篠山市自治基本条例（平成 18 年 10 月 1 日施行）

#### 【丹波篠山市自治基本条例から抜粋】

（条例の見直し及び検討手続き）

第 28 条 市は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例が丹波篠山市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果を踏まえ、その結果に基づき見直しをするものとする。

2 市は、前項に規定する検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させなければならない。

3 市はまちづくりの進捗状況等が、この条例に沿っているかを審議するため、丹波篠山市自治基本条例検証委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。

4 委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に規則で定める。

条例第 28 条の規定に基づき平成 23 年度に 1 回目の自治基本条例の検証を実施、平成 26 年度に 2 回目の検証を実施し、平成 30 年度に 3 回目となる検証を実施。

#### (1)検証の主旨、ポイント

- ・ 社会情勢の変化等を反映し、新たな条文を追加する必要があるか。
- ・ 条例の内容、逐条解説、条例の運用等について見直しが必要ないか。
- ・ 国の法改正や現在の市の取組状況、社会情勢等と条例が適合しているか。

以上のような項目を主眼に置き検証を実施

#### (2)検証の進め方

※市民参画の下「丹波篠山市自治基本条例検証委員会」を設置し、検証を諮問

①条例の運用状況について、現状の市の取組状況の確認を実施

②丹波篠山市を取り巻く社会情勢の変化について整理し、確認

③社会情勢の変化等に対応し、条文の見直しの必要性や改正条文案を検討、また、条例の本旨に沿うまちづくりが行われるよう現状の課題を整理し、検証結果に取りまとめ。

自治基本条例進捗状況調査

条番号・項目	担当課	対応状況 1 未着手 2 対応中(要拡充) 3 対応完了(現状継続) 4 対応不要 5 その他	対応状況の説明 (H29時点の記載)	今後の対応 (H29時点の記載)	H29～R1の 対応状況	対応状況 1 未着手 2 対応中(要拡充) 3 対応完了(現状継続) 4 対応不要 5 その他	R2以降の対応
第5条 情報の共有	秘書広報課 (関係各課)	2	関係各課と連携を図りながら、広報紙やホームページ、フェイスブック等を活用して情報発信するとともに、新聞社をはじめとするマスコミへの情報提供を行っている。	関係各課とより緊密な調整を図り、情報発信内容のさらなる充実を努める。また、情報発信に際しては時期を逸さないよう継続的に庁内への周知を図る。			
第6条 情報の公開	総務課 (関係各課)	3	公文書開示請求があった場合には、情報公開条例に基づき対応 情報公開コーナーにおいて予算書等が閲覧可能 毎年度、ホームページ等において施行状況を公表	現状維持			
第7条 個人情報の保護	総務課 (関係各課)	3	保有個人情報開示請求があった場合には、個人情報条例に基づき対応 毎年度、個人情報ファイル登録書の見直しを実施 毎年度、ホームページ等において施行状況を公表	現状維持。ただし、行政機関個人情報保護法の改正に伴い、個人情報保護条例の改正について要検討			
第8条 市民間の情報の共有	まちづくり課	2	まちづくり活動報告会を毎年開催し、まちづくり団体(地域型・活動団体等)間の情報交換の機会を提供 平成27年度には、「まちづくりフェスタ」を開催し情報共有の機会を提供	まちづくり活動報告会の開催継続 まちづくりに関する市民フォーラム開催 市制等の周年事業に合わせ「まちづくりフェスタの開催」を検討			
第9条 参画と協働の推進	まちづくり課	2	平成26年度に「参画と協働のまちづくりガイドライン」策定 平成27年度に「概要版」を作成しPRに活用 「まちかどミーティング」では、寸劇により参画と協働をPR	「参画と協働のまちづくりガイドライン」による啓発継続 「まちかどミーティング」の開催			
第10条 参画の制度	まちづくり課 秘書広報課 次世代創生課 (関係各課)	2	参画の手法を「参画と協働のまちづくりガイドライン」で示し、全庁的な取組を推進(パブリックコメント、アンケート調査等) まちづくり推進審議会において市民の意見を聴取	「参画と協働のまちづくりガイドライン」に掲載する参画に関する制度の運用 「まちかどミーティング」の開催 まちづくり推進審議会開催			
第11条 審議会の運営	まちづくり課 (関係各課)	2	委員を公募する割合、会議を公開する割合は上昇 委員公募 H26:41% → H28:47% 会議公開 H26:68% → H28:75% 会議録公開 H26:77% → H28:81%	「参画と協働のまちづくりガイドライン」による啓発継続 職員研修開催			
第12条 住民投票	総務課 (関係各課)	—	—	—			
第13条 住民投票の請求及び発議	総務課 (関係各課)	—	—	—			

自治基本条例進捗状況調査

第14条 地域自治協議会	まちづくり課	2	平成29年度からモデル事業実施（2地区） モデル事業において一括交付金を活用した事業を実施	本格実施に向けた制度設計確立 地域自治協議会条例（仮称）の必要性について検討			
第15条 市民公益活動	まちづくり課	2	市民提案型まちづくり実践補助事業により、市民団体等の公益的活動を支援。平成23年度から平成28年度までの実績 団体数：25団体 補助金：11,648,000円	市民提案型まちづくり実践補助事業の継続及び、本事業活用団体の活動に関する追跡調査実施			
第16条 市民の権利	（関係各課）	—	第5条、第6条、第34条の推進により担保	—			
第17条 市民の役割 及び責務	まちづくり課 （関係各課）	—	第14条、第15条の推進により担保	「参画と協働のまちづくりガイドライン」による啓発継続 地域自治協議会及び市民公益活動推進			
第18条 事業者の役割 及び責務	まちづくり課 （関係各課）	—	第14条の推進により担保	「参画と協働のまちづくりガイドライン」による啓発継続 地域自治協議会推進			
第2節 議会 第19条から第22条	—	—	—	—			
第23条 市長の役割 及び責務	—	—	—	—			
第24条 市職員の責務	総務課 まちづくり課	2	庁議等の設置及び組織に関する規程で定める地域対策委員として地域の課題解決に取り組む。 地域に飛び出す公務員を応援する首長連合への市長の参加及び首長サミットに参加した職員による研修報告会開催（毎年度実施） 自治基本条例に関する職員研修開催（平成29年度開催）	地域対策委員制度について、全地区において持続可能なものとするための制度変更検討 職員研修開催 地域に飛び出す公務員の活動支援			
第25条 総合計画	次世代創生課	2	H19.9に基本構想を議決・策定、H25.2に後期基本計画を策定、毎年度行動計画を策定 毎年度まちづくり市民アンケートを実施し、まちづくり指標の継続調査を実施 まちづくり指標に基づき、総合計画の検証を実施。H28年度に担当課による中間評価を実施 総合計画の進捗状況等について、ふるさと経営推進市民会議で検証・報告を実施	基本構想・後期基本計画が平成30年度で終期を迎えることから、市民参画を得て、次期総合計画を策定			

自治基本条例進捗状況調査

第26条 説明責任	—	—	第5条、第6条の推進により担保	—			
第27条 応答責任	秘書広報課 まちづくり課 (関係各課)	2	広聴管理システムを導入し進捗状況を把握するとともに、同システムを用いて対応状況や回答内容について情報を共有している。なお、受付後2日以内に要望者本人に連絡をとることとし(ファーストアクション2日以内)、原則として概ね1週間以内に回答することとしている。	引き続き、「ファーストアクション2日以内、回答1週間以内」を実践するとともに、当該ルール周知を図る。 各町区長、町内会長、自治会長からの要望書=まちづくり課で管理 上記以外の要望書=秘書広報課で管理			
第28条 行政組織	総務課	3	平成27年度に組織改編を行い、現体制を維持しつつ臨時又は特別の事務事業に関して臨機に対応してきた。	現状維持。ただし、今後も情勢に応じた組織となるよう適宜対応していく。			
第29条 人事政策	総務課	3	定員管理計画に基づき、職員の適切な任用及び配置に努めている。また、職員研修計画に基づき、計画的に研修を実施するとともに、人事評価制度の活用により、職員の能力向上と人材育成に努めている。	現状維持			
第30条 政策法務	総務課	3	法令等の適切かつ自主的な解釈及び運用を図るため、職員研修計画に基づき、毎年度、政策法務研修に派遣するなど、職員の能力向上に努めている。	現状維持			
第31条 法令遵守及び 公益目的通報	総務課	2	職員の法令遵守については、服務規程や依命通知、通達等により、公正な職務の遂行の確保を図ってきたところであり、公益目的通報については、平成28年に西脇市公益通報の処理に関する規則を制定し、運用しているところである。	職員の倫理規範となる例規整備を検討中である。			
第32条 行政手続	総務課	3	西脇市行政手続条例により適宜対応。また平成28年には一部改正を行い、市の機関が行う行政指導にも対応した。	現状維持			
第33条 危機管理	防災安全課	2	地域防災会議を開催、地域防災計画を見直し。地域防災計画に基き、災害等の発生時の体制整備を実施。 H28 総合防災訓練を開催、市と関係防災機関、市民との連携強化。 H28 市民防災ガイドを作成し全戸配布。災害発生時の市民の安全確保のための周知を実施。 各地域で実施される自主防災訓練に参加。	災害発生時の市の更なる体制強化。 自主防災訓練への参加と、市民の安全確保の方法を普及啓発。			
第34条 生涯学習	生涯学習課	2	「いつでも、どこでも、だれでも」生涯にわたって学ぶことのできる生涯学習の実現に向けて、個人の教養や興味を深め、生活の質を高めるための生涯学習講座、公民館講座等を幅広く開催し、多様なニーズに応える学習環境の整備に努めている。	市民ニーズに対応した学習プログラムを提供するために、受講生等に対し、適時アンケート調査を実施し、講座等に対する意識・要望を把握する。また、大学などの教育機関、民間企業等の人材と連携して、気軽に取り組むことのできる学習機会の創出を図っていく。			

自治基本条例進捗状況調査

第35条 財政運営の 基本方針	財政課	3	事業に優先順位を付け、「選択と集中」により財源を効率的かつ効果的に活用している。	引き続き「選択と集中」により財源を効率的かつ効果的に活用していく。			
第36条 予算編成、 執行及び決算	財政課	3	市の主要な事業等を市民の方に知っていただくため、平成29年度「わかりやすい予算説明書」を作成するとともに、ホームページ等で公表している。	引き続き「選択と集中」により財源を効率的かつ効果的に活用していくとともに、予算等について分かりやすく公表することに努める。			
第37条 財産管理及び 財政状況の公表	財政課	3	予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、毎年2月と8月に「財政事情」を発行している。	引き続き「財政事情」を発行し、分かりやすく公表することに努める。			
第38条 行政評価	次世代創生課	2	終期を迎える補助金等について、他部署の職員による事務事業評価を行い、その評価結果を公表している。	外部評価の導入に向けて、先進自治体の事例研究及び視察を行う。			
第39条 国及び県 との連携	次世代創生課	—	適切な役割を担いながら適切に対応できている。	今後も継続する。			
第40条 他の自治体等 との連携	次世代創生課	—	適切な役割を担いながら適切に対応できている。	今後も継続する。			
第41条 国際及び 国内交流	秘書広報課	2	友好都市である富良野市とは、「北海へそ祭り」「へその西脇・織物まつり」「子午線マラソン大会」において、相互に職員を派遣するとともに、市民ツアーを開催し、教育・文化・スポーツなどさまざまな分野で積極的に交流を深めている。姉妹都市であるアメリカ・ワシントン州レントン市とは、西脇市国際親善交流協会と協力しながら、毎年中学生使節団を相互に派遣することに加え、概ね5年に1度、市民使節団を派遣することにより積極的に異文化交流を深めている。また、西脇市国際親善交流協会では、国際理解を深めるための在住外国人とのふれあい交流や、にほんごきょうしつを運営しており市民の国際理解や国際性の向上を喚起している。	今後とも市民等の派遣を通じて、富良野市及びレントン市との交流を深めていく。また、2020東京オリ・パラにおけるオーストラリア卓球チームの事前合宿招致が決定すれば、国際親善交流協会と連携を図りながら、チームを支援するほか、異文化交流にも努める。			
第42条 条例の位置付け	まちづくり課 (関係各課)	2	まちづくり推進審議会開催 職員研修開催	まちづくり推進審議会において検証 職員研修開催			
第43条 条例の運用 及び見直し	まちづくり課 (関係各課)	2	全庁的な推進状況について平成28年度までは「ふるさと経営推進市民会議」で進捗を報告し、市民の御意見を運営に反映	平成29年度からは、まちづくり推進審議会で審議し、必要に応じて見直し等について諮問			

# 西脇市自治基本条例

… みんなが主役！ みんなで進めるまちづくり！ …



みんなの力を集めよう

## 自治基本条例を使う！

自治基本条例は、みんなで力を合わせてより住みよいまちにしていくための道具です。道具ですので、うまく使えばふるさと西脇をさらに高めることができますが、使わなければ意味のないものになってしまいます。

自治基本条例をうまく使って、住みよいまちづくりを進めて行けるかどうかは私たち次第です。

条例をうまく使うためには、条例を良く知ることが大切です。このパンフレットを読んで、みんなで自治基本条例をうまく使いましょう。

さらに詳しい西脇市自治基本条例解説書は市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

## 「自治」って? 「まちづくり」って?

「自治」を別の言い方でいうと、「自分たちのまちをさらに住みよいまちにするためみんなで力を合わせていくこと」で、「まちづくり」も同じような意味をもっています。難しいことのように感じるかも知れませんが、実際には、選挙で投票すること、市が開催する説明会に参加したり、アンケートに回答すること、町内会の清掃活動やゴミステーションの管理をすることなども「自治」「まちづくり」と言えます。市民のみなさんは様々な形で「自治」「まちづくり」に関わっています。

### 【まちづくりの例】



## どのように制定したの?

自治基本条例は、平成 22 年3月に区長会などの各種団体から選出いただいた委員や公募委員、学識委員で構成する「西脇市自治基本条例検討委員会」を設置し、委員全員で検討する検討委員会や部会を 40 回開催し、条例に定めるべき内容について検討を進めました。その後、庁内でも検討を重ね、検討委員会と調整を行いながら条例素案としてまとめました。そして、平成 24 年 12 月議会に上程し、3日間の西脇市自治基本条例審査特別委員会での審査を経て、平成 25 年1月 16 日の臨時議会において賛成多数で原案のとおり可決されました。自治基本条例は、これまでの条例と異なり、市民参画によって策定した初めての条例です。

## この条例をつかって何が変わるの?

自治基本条例をつかってすぐに市民の皆さんの生活が大きく変わることはありません。この条例では、市民のみなさんが市政に参画するための制度を定めています。これらを活用いただくことで、より市民のみなさんの意思を反映した市政運営やまちづくりが実現できると考えています。一方、市役所においても、市職員の責務や市民との情報共有、説明責任、応答責任などを市民のみなさんにわかりやすく示していますので、これまでのやり方を精査し、これまで以上に気を引き締めて、開かれた市政に向け意識を変えていかなければなりません。市政が変わり、市民のみなさんのご意見をより一層反映させ「市民主役のふるさと運営」をさらに推進していきます。

# 条例には何が書いてあるの?

## 西脇市のめざすまちづくり

- 皆が支えあうまちをつくり、次代に引き継ぐことのできる西脇市を築きます。
- 市民のみなさんそれぞれが、地域や市政に参画し、力を合わせてまちづくりを進める必要があります。

前文

## 目的はこれ (第1条)

- 参画と協働を基本とした、自主・自立のまちづくりを推進します。
- 市民・議会・行政が協力して住みよい西脇市を考え、つくりあげます。

## まちづくりの理想 (あるべき姿) を共有しよう! (第3条) (基本理念)

◆ 市民のみなさんのご意見を適切に反映した市政運営

◆ 一人ひとりの個性や能力が発揮できるまち

◆ 次世代に引き継ぐ持続可能なまち

## まちづくりの理想を実現するための4つのポイント (第4条) (基本原則)

★ 一人ひとりの多様な価値観や個性を認め合いましょう

★ 行政の情報や市民のみなさんが持つまちづくり情報を共有しましょう

★ まず、まちづくりや市政に参画しましょう! そして協力して実践しましょう

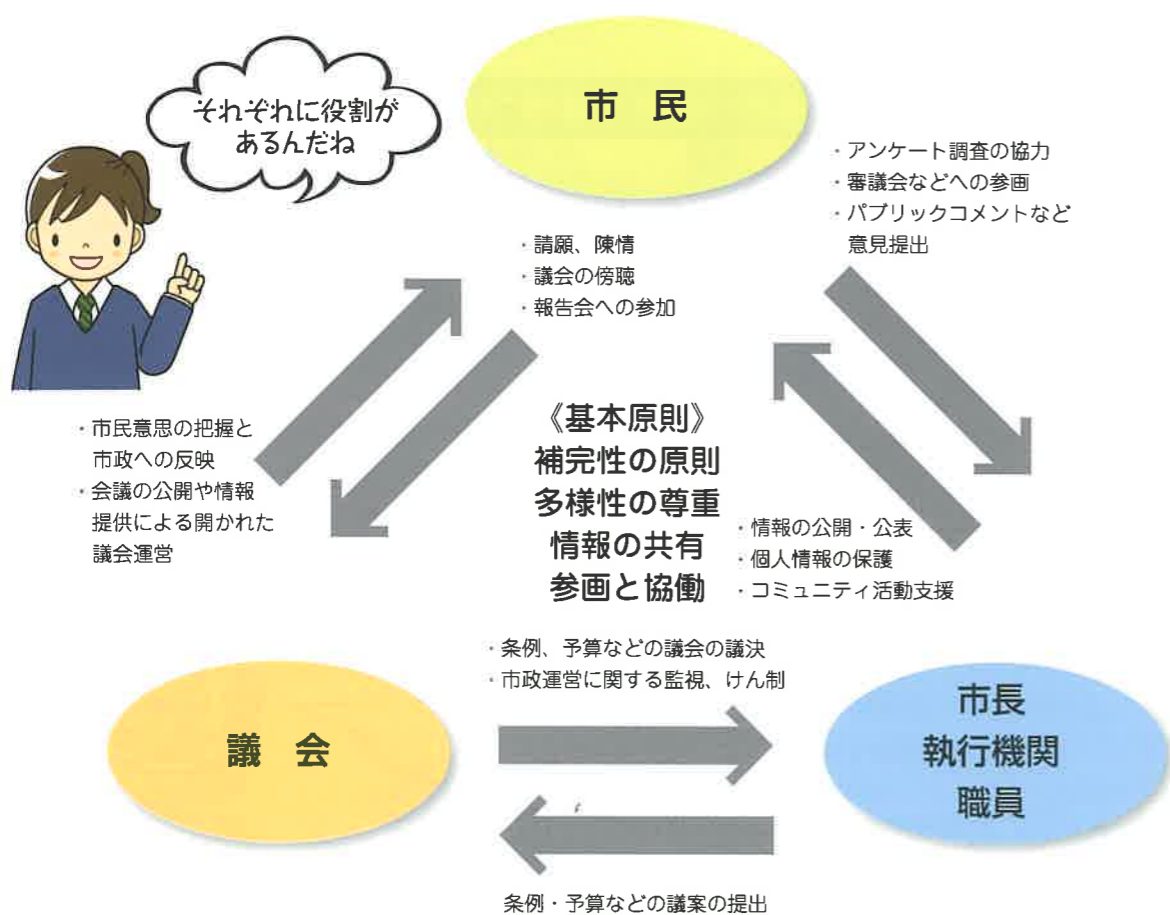
★ まちづくりは  
**自助** (自分のことは自分で)  
**共助** (隣保や町、地区で助け合って)  
**公助** (市役所や県・国と助け合って) の精神で取り組みましょう

## 自治基本条例の『市民』って?

西脇市に住んでいる人はもちろんですが、本市に通勤・通学する人や企業・様々な団体も含めて幅広く捉えています。これは、本市における課題解決やまちづくりの推進のためには、住民だけでなく市内で活動する幅広い人々が協力・連携しあって取り組む必要があると考えるからです。



## 市民・議会・行政の役割等



## 参画と協働のふるさとづくりのために

### ●市民のみなさんが活用できることは？

#### 情報の提供（第5条）

広報や広聴の充実を図り、市政情報を広報紙やホームページなどを活用して、積極的・効果的に提供します。

#### 市民間の情報の共有（第8条）

市民同士でも、まちづくり活動についての情報交換や情報公開を積極的に行うように努めます。

#### 参画と協働の推進（第9条）

参画と協働を推進するため、市民との情報共有を図り、必要な制度を整えます。

具体的には…

#### 参画の制度（第10条）

市民のみなさんが市政に参画する企画を確保するため、パブリックコメントやアンケート調査、公聴会の開催など適切な方法で実施します。

#### 審議会等の運営（第11条）

審議会などを設置する場合には、多様な委員構成に努めるとともに、原則として市民から委員を公募します。

#### 情報の公開（第6条）

情報公開条例に基づき、市政に関する情報を原則として公開します。

#### 個人情報の保護（第7条）

個人情報については、個人情報保護条例に基づき厳正に保護を行います。

### 住民投票（第12条・第13条）

市政に関する重要事項で直接住民の意思を確認する必要がある場合には、議会の議決を経て住民投票を行うことができます。

### 地域自治協議会（第14条）

一定のまとまりのある地域において、それぞれの地域課題を解決するための組織として地域自治協議会を設置することができます。  
地域自治協議会は、民主的で透明性のある運営を行い、自主的・主体的な活動に取り組みます。  
(※今後各地区の現状を把握し、意見を伺いながら、地域の実情に応じた地域自治協議会の設置に向け検討を行います。)

### 市民公益活動（第15条）

自発的・自主的に行う非営利で公益的な市民の活動を尊重し、様々な支援を行います。

## 市民のための市政運営

### ●市政運営にはどんなルールがあるの？

#### 総合計画（第25条）

- 総合的かつ計画的な市政運営のため、最上位計画として総合計画を策定します。
- 総合計画の策定・見直し・進行評価は市民のみなさんの参画により行います。

#### 説明責任（第26条） 応答責任（第27条）

- 政策や計画の立案・実施・評価・見直しの各段階の過程や結果について分かりやすく説明します。
- 市民のみなさんからの意見や要望、提案などに迅速・適切に対応します。

#### 行政組織（第28条）

- 市民のみなさんに分かりやすく、簡素で機能的な組織を編成します。
- 組織間の適切な連携を図ります。

#### 人事政策（第29条）

- 職員の適切な任用と配置に努めます。
- 市民ニーズや地域課題に対応できる人材育成を図ります。

#### 政策法務（第30条）

- 法律などの適切かつ自主的な解釈と運用を行い、条例などを制定する権限を十分に活用します。

#### 法令遵守 公益目的通報（第31条）

- 市民のみなさんに信頼される市政運営を行うために法令遵守について必要な制度をつくるよう努めます。
- 職員による違法行為の発生や違法行為による公益の損失を防止するために必要な制度をつくるよう努めます。

#### 行政手続（第32条）

- 行政手続条例に基づき、行政事務の公平性と透明性を確保し、市民のみなさんの権利や利益を保護します。

#### 危機管理（第33条）

- 安全で安心な市民生活を確保するため、災害等に的確に対応する体制を整備します。
- 災害時に、市民のみなさんや関係機関と連携し対応します。
- 市民のみなさんは、災害の発生時には、自らの安全を確保することとあわせて、互いに協力して対応します。

#### 生涯学習（第34条）

- 市民のみなさんの多様な学習活動を支援し、生涯学習の機会を提供します。

#### 財政運営（第35～37条）

- 健全な財政運営を行います。
- 予算や決算を分かりやすく公表します。
- 財政状況も分かりやすく公表します。

#### 行政評価（第38条）

- 行政評価を行い、結果を公表します。
- 必要に応じて市民参画による行政評価を実施します。

## 西脇市自治基本条例

### 前文

わたしたちのまち西脇市は、加古川、杉原川、野間川の水の恵み、大地の緑や肥沃な土壌、そして温暖な気候に育まれた自然豊かなまちです。

「播磨国風土記」にも記されたように、古代から人々は豊かな農山村生活を営みながら幾世代を重ね、多くの先人たちの英知とたゆまぬ努力によってこの地を守り、独自の文化の上に播州織、播州釣針、黒田庄和牛といった特色ある産業を興し、全国屈指のものづくり産地として今日の礎を築いてきました。

また、日本標準時子午線である東経 135 度と北緯 35 度が交差する地理的な特徴を生かし、『日本のへそ』のまちに住む自覚と誇りを持って、個性溢れるまちづくりを進めてきました。そして、こうした地域の特性に寄せる意識を高め、誰もが誇りを持って、安心して暮らせるまちを目指しています。

近年、少子高齢化や人口減少など急激に社会・経済の環境や構造が変化し、地方分権が進展する中において、多様化する地域課題に対応するため、改めて本市の自治のあり方を見つめ直す時がきました。

わたしたちは、日本国憲法に掲げられた基本的人権を大切にしながら、人と人との絆を深め、地域と地域が交流し、皆が支えあうまちを自らの手でつくりあげ、次代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、一人ひとりが、より一層郷土を愛する心を培い、自治の主体は市民であることを自覚し、地域社会及び市政の運営に参画することや様々な主体の協働による自治を創造することが必要です。

わたしたちは、今ここに、自治の基本理念を共有し、学び、育ち合いながら、地域の個性や自主性を尊重したまちづくりに取り組むことを決意して、本市の自治の基本規範となるこの条例を制定します。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この基本条例は、本市における自治の基本理念と主権者である市民の権利及び責務を明らかにするとともに、市民、議会、市長等の果たすべき役割及び市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自立した地域社会を創造することを目的とします。

(定義)

第2条 この基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認めるものをいいます。
- 市 議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市民が自主的、主体的に関わることをいいます。
- 協働 自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力、連携することをいいます。

### 第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、自治を推進するものとします。

- 自治の主体は市民であり、市は主権者である市民の意思を

適切に反映した信託に基づく市政運営を行います。

- 性別、年齢、国籍、民族、思想信条等にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、その個性及び能力が十分発揮される地域社会を形成します。
- 自然との共生を図り、地域が有する様々な資源を有効に活用することにより、次世代に引き継いでいくことができる持続可能な共生社会を形成します。

(基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により、自治を推進するものとします。

- 補完性の原則 地域課題の解決に当たっては、より身近なところから協議や実践を行い、それぞれの適切な役割分担により、補完していくこと。
- 多様性の尊重 多様な価値観を持つ人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、男女共同参画、多文化共生等の理念を尊重すること。
- 情報の共有 自治の推進に必要な情報を共有すること。
- 参画と協働 それぞれの役割及び責務に基づいて公共の領域を担い、参画と協働を推進すること。

### 第3章 情報の共有

(情報の提供)

第5条 市は、広報及び広聴の充実を図ることにより、市民が必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するものとします。

2 市は、前項の規定による情報の提供に当たっては、広報紙、ホームページ等を積極的に活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供するものとします。

(情報の公開)

第6条 市は、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、市政に関する情報を原則として公開しなければなりません。

(個人情報の保護)

第7条 市は、市民の権利利益を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。

2 個人情報の取扱いについては、前項の条例の規定を適切に解釈、運用するとともに、人の生命、身体又は財産を保護するために必要な情報を関係者間で共有するよう努めるものとします。

(市民間の情報の共有)

第8条 市民は、互いにまちづくり活動に関する情報の交換を行い、情報の共有に努めるとともに、まちづくり活動を行うものは、その活動内容を積極的に公開するよう努めるものとします。

2 市民は、前項の規定による情報の共有又は公開に当たっては、個人情報の保護に十分配慮しなければなりません。

### 第4章 参画と協働

(参画と協働の推進)

第9条 市は、参画と協働による市政を推進するため、情報及び学習の機会を提供するとともに、必要な制度及び施策を講ずるものとします。

(参画の制度)

第10条 市は、政策の立案、実施、評価及び見直し過程における参画の機会を確保するため、市民生活に重大な影響を及ぼすものについては、別に定めるところにより、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。

2 市は、前項の規定により市民に意見を求めるときは、パブ

リックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等適切な方法で実施するものとします。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な周知期間を設けなければなりません。

3 市民は、市に意見を提出するときは、市民間で討議を行うよう努めるものとします。

4 市は、前項の規定による討議を促進するため、情報及び意見交換の場の提供等を行うよう努めるものとします。

(審議会等の運営)

第11条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、市民の多様性に配慮した委員構成に努めるとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募するものとします。

2 執行機関は、審議会等の会議について、法令等に定めのあるものを除き、原則として公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとします。

### 第5章 住民投票

(住民投票)

第12条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票を実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めるものとします。

3 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求及び発議)

第13条 本市において選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票実施に関する条例の制定について市長に請求することができます。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票実施に関する条例を議会に提出しなければなりません。

3 議員は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、また、市長は必要に応じ、住民投票実施に関する条例の制定について発議することができます。

4 市長は、前2項に定める条例が可決されたときはこれを実施しなければなりません。

### 第6章 地域自治組織等

(地域自治協議会)

第14条 市民は、地域の特性を生かした自治を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する地域自治組織（以下「地域自治協議会」といいます。）を一に限り設立することができます。

2 地域自治協議会は、公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。

3 地域自治協議会は、自らの責任の下に、自主的かつ主体的な活動に取り組むものとします。

4 市は、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。

5 地域自治協議会に関して必要な事項は、別に定めるものとします。

(市民公益活動)

第15条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利かつ公益的な市民団体の活動（以下「公益活動」といいます。）を尊重するとともに、必要に応じその活動に対して支援を行うものとします。

### 第7章 市民・議会・市長等の役割・責務等

#### 第1節 市民

(市民の権利)

第16条 市民は、市政に関する情報の開示を請求する権利及び市政に参画する権利を有します。

2 市民は、自ら考え行動するため、生涯にわたって学習する権利を有します。

(市民の役割及び責務)

第17条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、助け合うとともに、協働による自治の推進に努めるものとします。

2 市民は、自治の推進に当たっては、次世代にも配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとします。

3 市民は、市政運営に関し、市が市民の信託に的確に答えているか注視するよう努めるものとします。

4 市民は、前条第1項に定める権利の行使に当たっては、自らの行動及び発言に責任を持たなければなりません。

(事業者の役割及び責務)

第18条 事業者は、前条に規定する役割及び責務を有するほか、自らの社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進するとともに、公益活動等への積極的な参加及び支援を行うよう努めるものとします。

#### 第2節 議会

(議会の役割等)

第19条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する重要な事項で別に条例で定めるものを議決するものとします。

2 議会は、市の意思決定機関であるとともに、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する機能を果たすものとします。

(議会の責務)

第20条 議会は、市民との情報共有及び意見交換を図り、開かれた議会運営に努めなければなりません。

2 議会は、広く市政を調査するとともに市民の意思を把握し、政策形成機能の強化とその活用にも努めなければなりません。

(議員の役割及び責務)

第21条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、その責務を果たすため、自己の研さんに努めなければなりません。

(議会への委任)

第22条 この基本条例に定めるもののほか、議会及び議員の活動原則に関する基本的事項については、別に定めるものとします。

#### 第3節 市長及び市職員

(市長の役割及び責務)

第23条 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、市民福祉の向上のために権限を適正に行使するとともに、この基本条例に定める基本理念及び基本原則のつと、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。

(市職員の責務)

第24条 市職員（以下「職員」といいます。）は、全体のために働く者として、法令を遵守し、市民の立場に立って創意工夫し、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

3 職員は、自らも市民であることを自覚し、積極的に地域活動等に参加するよう努めなければなりません。

4 職員は、地域の課題解決に向け、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うよう努めなければなりません。

### 第8章 市政運営

(総合計画)

第25条 市長は、この基本条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、市の最上位計画として、基本構想、基本計画及び

び行動計画により構成される総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政を運営するものとします。

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び進行評価に当たっては、市民の意見を適切に反映するため、広く市民の参画を得るものとし、基本構想については、別に条例で定めるところにより、議会の議決を経るものとします。

3 執行機関は、個別政策分野に係る計画を策定するときは、総合計画との整合を図るものとします。

4 市長は、総合計画について市民への周知を図り、その進捗管理を適正に行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを図らなければなりません。

(説明責任)

第26条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階における過程及び結果について市民に分かりやすく説明するものとします。

(応答責任)

第27条 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、迅速かつ適切に対応するものとします。

(行政組織)

第28条 市は、市民に分かりやすく、簡素かつ機能的な組織を編成するとともに、組織相互の連携が適切に行われるよう努めなければなりません。

(人事政策)

第29条 市長は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければなりません。

2 市は、職場環境づくりに取り組むとともに、研修の充実及び人事考課制度の有効活用を図ることにより、職員の能力を向上させ、多様化する市民ニーズや地域課題に対応できる人材育成を図らなければなりません。

(政策法務)

第30条 市は、自主的かつ自律的な市政運営を行うため、法令等の適切かつ自主的な解釈及び運用のもと、条例、規則等を制定する権限を行使するものとします。

(法令遵守及び公益目的通報)

第31条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を確保するため、法令遵守制度について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

2 市長は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(行政手続)

第32条 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保及び透明性の向上を図らなければなりません。

(危機管理)

第33条 市は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に災害等の不測の事態に備えるとともに、的確に対応するための体制を整備しなければなりません。

2 市は、災害等の発生時には、市民及び関係機関と連携し、速やかに状況を把握し、的確に対処しなければなりません。

3 市民は、災害等の発生時には、自らの安全を確保するとともに、果たすべき役割を認識し、相互に協力して対処しなければなりません。

(生涯学習)

第34条 市は、市民の多様な学習活動を支援し、市民主体のまちづくりを推進するため、生涯にわたって学習する機会を提供するよう努めるものとします。

(財政運営の基本方針)

第35条 市長は、総合計画を実現するための財政計画を定め

るとともに、行政評価を踏まえ、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営を行わなければなりません。

(予算編成、執行及び決算)

第36条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、この基本条例及び総合計画を踏まえ、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市長は、予算の編成方針を明らかにするとともに、予算及び決算について分かりやすく公表しなければなりません。

(財産管理及び財政状況の公表)

第37条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、分かりやすく公表しなければなりません。

(行政評価)

第38条 市長は、効率的かつ効果的な市政運営を図るため、行政評価を行うよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく公表しなければなりません。

2 市長は、前項の規定による行政評価の実施に当たっては、必要に応じて市民等が参画する外部評価を実施するものとします。

## 第9章 連携

(国及び兵庫県との連携)

第39条 市は、自律した自治体として国及び兵庫県と対等な立場で、適切な役割を担いながら、連携して自治の推進に努めるものとします。

(他の自治体等との連携)

第40条 市は、共通する課題を解決するとともに効率的、効果的な行政運営を行うため、他の自治体等と積極的に連携するものとします。

(国際及び国内交流)

第41条 市民及び市は、平和と人権を重んじる国際社会の一員であることを自覚し、環境、経済、文化、教育等の各分野において、国内及び海外の自治体や市民団体等との交流及び連携に努めるものとします。

## 第10章 条例の位置付けと見直し

(条例の位置付け)

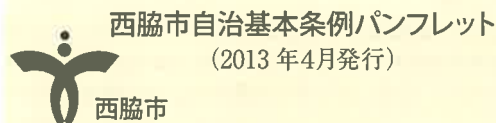
第42条 この基本条例は、本市における自治についての基本規範であり、市民及び市は、この基本条例を遵守しなければなりません。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止に当たっては、この基本条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければなりません。

(条例の運用及び見直し)

第43条 市長は、この基本条例を適正に運用するとともに、社会情勢の変化等に応じ、適切な時期に検討を行い、その結果に基づき見直し等の必要な措置を講ずるものとします。

2 市長は、前項の規定による検討等を行うに当たっては、市民の参画を得るものとします。



西脇市自治基本条例パンフレット

(2013年4月発行)

西脇市

〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町 605

TEL: 0795-22-3111

FAX: 0795-23-8833

メール: machi@city.nishiwaki.hyogo.jp